奈良市民だより

昭和33年1月5日印刷
昭和33年1月10日発行

奈良市民だより【第56号】

発行所　奈良市役所
編集兼発行人　市民課長　大西一之
印刷所　共同印刷工業

將來の発展を考慮して 新しい行政機構で発足

二部三課を新設十出張所を廃止

別項のとおり去る十二月十三日市会において奈良市役所行政組織条例及び奈良市役所出張所設置条例が一部改正されましたが、之に伴う人事異動が同二十五日発令されまして、年末押し詰って御用納めのすゝはらいと共に各室の配置替、整頓が行なわれました。昨昭和三十二年には山間部旧添上郡五ケ村の合併が行われ、又新たに国民健康保険の業務を開始いたしまして一層、広域に亘る行政面と新業務の分野が拓かれましたが、いよいよ三十三年の新春を迎えた市役所では新しい機構の下に、一層市民福祉の増進と奈良市の発展を目指しております。

市会定例会

十二月市会定例会は十三日午後二時十分開会、陳情書の朗読後、精華地区市営診療所設置の請願を採択して日程に入り、奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例をそれぞれ一部改正して奈良市役所行政組織条例及び奈良市役所出張所設置条例をそれぞれ一部改正した。従って本庁の行政組織は

秘書室
人事課
総務部
　庶務課、税務課、収税課
　市民課、戸籍課
社会経済部
　厚生課、清掃課、保険課
　観光商工課、農林課
建設局
　管理課、土木課、建築課
　都市計画課

とし、社会福祉の充実を計るため、更に従来民生課内に設けられていた社会福祉事務所を新たに設置、都跡、東市、平城、大安寺、辰市、明治、帯解、富雄、伏見、精華の十出張所は将来の発展等も考慮に入れて廃止した。ついで奈良市表彰条例及び工場誘致条例をそれぞれ制定して、水道事業会計追加予算を可決して一般質問に入り、三時三十分閉会した。

各室の新しい配置

本庁の機構改正に伴う各室の配置は次のとおりであります。

△秘書室（従前とおり）
△人事課（元の財政課）
。総務部
△庶務課（元の総務課）
△税務課（元の民生課及び市民課配給係）
△収税課（従前とおり）
△市民課（元の税務課の一部）
△戸籍課（元の市民課戸籍係）
。社会経済部
△厚生課（元の衛生課）
△清掃課（元の税務課の一部）
△保険課（当分の間市庁別館図書室）
△社会福祉事務所（当分の間市庁別館三号室）
△観光商工課（従前とおり）
△農林課（従前とおり但し元の農務課）

地区連絡所の取扱業務

都跡、東市、大安寺、平城、辰市、明治、帯解、精華、富雄、伏見の十出張所が廃止されましたが、夫々旧位置に連絡主任及び必要な連絡員を置くことになり、次の事項を取扱います

取扱事項
(1) 一般文書の配付、取次その他市民への周知事項の徹底
(2) 自治会その他各種団体との連絡調整
(3) 共同募金その他公共的事務の世話
(4) 市税、国民健康保険料その他諸収入金の収納
(5) 戸籍、住民登録、転入転出その他の届出及び諸証明の取次
(6) その他市長が特に必要と認める事項

行政事務処理の便宜上 通称町名を一部新設

去日から市内六条町の一部通称六条西町を六条西町一丁目、六条西町二丁目、六条西町三丁目に、水間町を水間町（みま）及び曙光町（あけぼの）に、下狭川町を下狭川奥町、下狭川口城戸町、下狭川門前町、下狭川上町、下狭川中間町、下狭川下町にそれぞれ新設されることになりました。

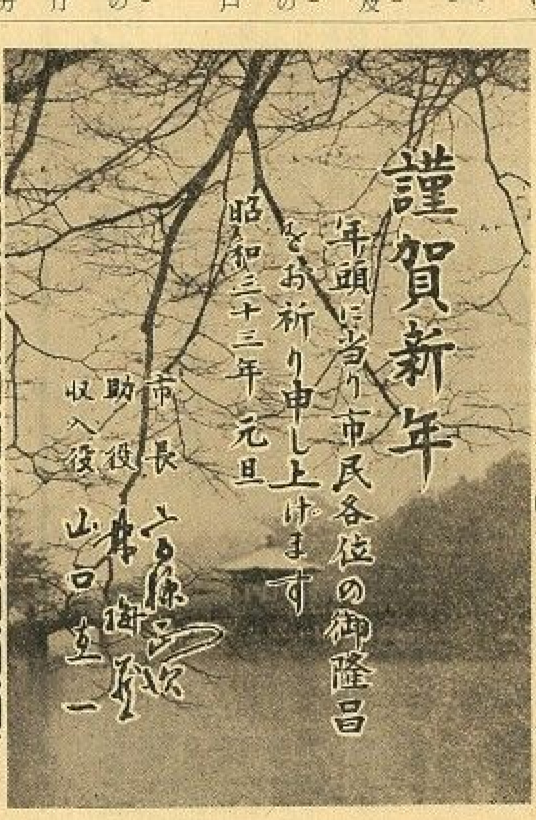

懸案の工場誘致条例 十二月市会定例会で可決

市民集会や市会全員協議会においても盛んに採りあげられていた奈良市の工場誘致条例は成案を得て去る市会定例会で可決、昭和三十三年一月一日から施行されることになった。その概要次の通り

奨励金の交付
工場を新設又は拡充した者に対しては、その翌年度から三箇年を限度として奨励金を交付するものとする。

交付の条件
一、新設の場合は、投下資金が一千万円以上か又はその使用する従業員が五十名以上
二、拡充の場合は、前号に定める投下資金額又は従業員数のいずれかの二分の一以上

追加奨励金の交付
追加奨励金を受ける者が事業開始後二年以内に更に工場を拡充したときは、追加奨励金を交付することがある。

奨励金の額
本市が賦課するその年度における固定資産税額の相当額とする。

奨励金の不交付
市税を滞納したとき。
詐偽その他の不正行為により奨励金の交付を受け又は受けようとしたとき

「成人の日」に寄せて

本年の一月十五日は「成人の日」が国民の祝日として制定されてから第十回目を迎えます。日本全国、津々浦々に至るまで、満二十才になる人達の社会人としての独立と自覚を祝福して意義ある記念式典や行事が行われます。奈良市においては本年成人となられました方は男子一三一八名、女子一二三九名、全部で二五五七名であります。なお本年成人として該当せられる方は昭和十三年一月二日から十四年一月一日までに生れた方でありまして奈良市では之等の人達を招いて成人の日の式典を市庁別館で行います。

昭和三十二年度

県市民税　第四期分納期　自一月十五日　至一月三十一日
固定資産税　第四期分納期　自二月十五日　至二月二十八日
（田原、東里、狭川、柳生、大柳生各出張所管内については現在のところ本年度分の納期は多少異なっております）

新有権者に贈る言葉

新有権者の皆さん成人の日お目出とうございます。元気に成長された皆さんが名実共に社会の一員として御出発されるこの日を心からお喜び申上げます。

さて皆さん、すでに御承知のとおり、皆さんは満二十才に達した日から日本国民として国会議員をはじめいろいろな選挙に投票する権利をお持ちになるわけです。この選挙権というものが、いかに大切なものであるかは今更申し上げるまでもないことです。

皆さんが新しく得られた国民としての権利を立派に行使して国民としての義務を完全に果されることを心からお願いする次第であります。

奈良市選挙管理委員会

寒冷期における給水管保護についてお願い

いよいよ酷寒の時期となりました。寒さによる水道管の凍結、破裂などの事故のため需用家の皆様に御不便をおかけしておりますが、このような事故に対して水道局では種々対策を講じておりますが、各御家庭におきましても特に次の事項について御留意下さるようお願いいたします。

。屋外の露出管は凍結のおそれがありますので、露出部は藁又は縄などでまき寒風が直接当らぬようにして下さい。
。管又は水栓が凍結して水が出ない時は急に熱を加えないでタオル又は布などをまいて除々に温湯をかけて解けるのを待って下さい。急に熱を加えると却って破裂する原因になります。
。凍結のため給水管或は水栓が破裂した時は直ちに次へ連絡下さい。

水道局　七〇八一～七〇八五番
ただし夜間（午後五時以後翌朝八時半まで）及び日曜・祭日は七〇八一番
西大寺ポンプ場　七〇九〇番

ただし西大寺町以西方面の御家庭での応急処置としては、各町内の漏水防止協力委員に預けてある止水栓鍵で道路上の止水栓を一時止めて水道局係員の到着までお待ち下さい。

たばこ
たばこは市内で買いましょう

冬期の防火について

火災の防止は火の用心第一に!!

火災の殆どすべてと云ってよい程、大小頻発する火災は犯罪の意識の乏しい失火であります。一般善良なる市民が一寸した不注意、思はぬ過失から火災をひき起し、しかもその結果はいかに大きな惨害を生命財産に及ぼし社会不安とおびただしい被災者を一瞬にしてひき起すか判りしれないものがあります。顧りみますと一昨年奈良市は過去十年間の最高という芳しからぬ記録で一〇三件の火災と一億五千万円という莫大な損害を出し更に痛ましくも十五人の尊い命を失うという悲しむべき結果でありました。昨年はこの不成績の挽回を決意し火事を出さない事に重点を置いて係機構の編成替を行い各対象先の立入検査を励行すると共に予防査察に新らしい施策を樹てるなど消防の全力を傾注したことと市民の消防に対する理解と協力により著しい成果を収めましたことは慶びに堪えないところであります、冬期には例年火災の発生が特に多いので今年も各子供会では町内の夜廻りを行われるが寒い夜に聞える拍子木の音と火の用心の呼び声は全市の隅々に響き渡り十三万市民の警火心をゆり起す事と信じます。

各御家庭の皆さんも之に応えて火の用心を徹底せられわが愛する奈良市に一件の火災もなくなるように念願するものであります。われわれ消防においても徹底した予防警戒を推進して無火災奈良市の建設という信条達成のため全力を尽す決意を堅めておりますので市民総消防の実を挙げ旧に倍した御支援と御協力をお願いする次第であります。

一度火事が発生した時は初期の防火活動が極めて大切である事はいうまでもありません、そのため火災の通報には常に専用電話一一九番を利用して一分一秒を争ってお知らせ下さい。さて消防車が出動しますと方々から問合せがありますがこの問合せには一一九番は決して用いない様十分御注意下さるようお願い致します。

一刻を争う
火事の知らせは
専用電話一一九番で

孝子節婦善行者

昨年度の表彰者十七名

奈良市の選奨規則に基く表彰式は昨年度も十一月三日市庁別館において行なわれ関係者等多数出席のもとで

孝子として
毘沙門町　木口芳子
油阪北町　稲垣みさ子
大安寺町　武野富夫
帯解本町　山口英昭
興ケ原町　井久保文雄

節婦として
奥子守町　岡村富子
川之上突抜南方町　前田正子
綿町　大西正枝
奈良阪町　鳥元マスエ
西ノ京町　大西マス
歌姫町　橋本タツ
菅原町　吉松千代
誓多林町　飯倉トミヨ
阪原町　田中文子
須川町　大窪マサエ

善行者として
東九条町　藤田はる
大和田町　奥戸みよ

以上十七名の諸氏がそれぞれ表彰され高橋市長、河合議長、近東教育委員長等の祝辞のあとしばし座談の後記念撮影をして散会した。

結婚の挙式は 市立若草市民館で

市立若草市民館では開館以来、新生活運動の一環として、結婚の指導と挙式について地元青年団及婦人会の協力を得て常に啓蒙と指導実践に乗り出しておりますが、現在までの利用者は、地元民の結婚式にのみ限定された観がありますので、一般市民の方々の利用も望まれています。婚礼費用は約九千円の予定ですが、詳細は雑司町の同市民館へ問合せて下さい。

坊やの貯金は 郵便局へ

郵便貯金は全国でざっと七千億円という、すばらしい額に達しています。このお金は、学校や道路や水道をよくするため、大蔵省の資金運用部から都道府県や市町村へ約四千百億円融資されて、住みよい街を築き上げるのに役立っています。わたしたちもこのように直接社会公共の利益につながる郵便貯金を大いに活用しましょう。

奈良市表彰条例制定さる

将来は名誉市民条例も制定考慮

昭和五年以来規則によって処理してきた有功者の表彰は今後は去る市会定例会で制定された表彰条例が適用される。表彰条例の概要次の通りである。

（表彰の種類）

表彰は、市政有功者表彰、功労者表彰及び善行者表彰の三種とする。

（有功者表彰）

1 其功労を表彰される者

一、市長の職にあった者

二、八年以上市議会議員の職にある者又はあった者。

三、八年以上助役又は収入役の職にある者又はあった者。

四、十二年以上教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員（議会選出の委員を除く。）公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価員又は固定資産評価審査委員会の委員及びその他その就任につき公選又は議会の選挙若しくは同意を必要とする職にある者又はあった者。

五、前各号のほか、市の公益に関し特に功績が顕著な者。

2 前項により表彰された者が、表彰該当年数を倍加してその職にある場合又はあった場合においては、重ねて特別に表彰する。

（功労者表彰）

功績を表彰される者

一、教育、学芸、文化の向上について功績が顕著な者。

二、有益の研究、考察、発明又は改良をした者

三、産業の発達、観光の振興等について功績が顕著な者。

四、十年以上自治会長、民生委員その他法令又は条例に基き選任された者。

議会等の委員及び公共的団体の代表者等の職にある者又はあった者

五、十五年以上市の職員又は消防団若しくは水防団の団員として勤続し特に功績顕著な者。

六、前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者。

（善行者表彰）

善行者としてその善行を表彰される者

一、市の公益のため十万円以上の私財を寄附した者。

二、災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最少限度に止めた者。

三、自己の危難をかえりみないで人命を救助した者。

四、善行が著しく市民の模範となる者。

五、業務に精励し市民の模範となる者。

六、前各号に定める者のほか、表彰することが適当と認められる者。

（表彰の実施）

市長が表彰状、記念品を贈呈して行う。

（市政有功者、功労者及び善行者名簿）

被表彰者の氏名、事績その他必要な事項は、市政有功者名簿、功労者名簿又は善行者名簿に記録し永久に保存する

（表彰の時期）

表彰は、毎年文化の日に行うものとする。

（市政有功者に対する待遇）

市政有功者に対しては、次の待遇を与えることができる。

市の公の式典への参列。

奈良国際ゴルフ場

あやめ池丘陵地帯に新設

去る十一月三日文化の日を卜して高松宮同妃両殿下をお招きして晴れの開場式を行った「奈良国際ゴルフ」場は奈良大阪直通道路を中央に平松、宝来、菅原、五条畑、疋田町にまたがる三万五千坪に及ぶ想像以上なもの、初夏までに完成が予定されている残りの九ホールを入れると全部で十八ホール、総距離七千ヤードという国際基準を有する公式ゴルフ場となる。自動車で奈良から十分、大阪から二十五分という絶好の立地条件と大阪（八割）奈良（二割）財界のゴルフマニアーが腕を競うにふさわしい、名実共に奈良国際観光都市としての景観を有する格好のコンディションでもある、推定総工費三億五千万円を要するといわれるだけに当初奈良国際ゴルフ場株式会社の設立に参画した発起人も一般から募集した個人会員一株二十万円、法人会員一株七十万円の株式払込が果して予定通り行われるかどうか危ぶんでいたので第一回の株式申込を過少見積して一般から公募したところ一億五千二百六十万という多額の申込と払込がなされたのでその後逐次増資を行いつつ目下完工をめざして鋭意努力中であります。工事竣工後ゴルフ場の運営はゴルフ場株式会社社員によって組織された奈良国際ゴルフクラブ員によって行なわれることになっているが、この建設工事を実地に設計監督しつつある奈良市としては昭和三十一年の暮、資本金六千万円（近鉄、県、奈良市出資）の奈良観光土地株式会社の設立以来、用地の買収、登記事務等を行いつつ奈良市の発展を期して努力してきたのでありますが、幸い市民各位の御理解ある御協力により八分通り竣工の見通しを得るに至りましたので茲に関係者に対し厚く御礼申し上げると共に今後一層の御協力をお願いし、ゴルフ場附近の発展を通じて、市民生活の安定を願う次第であります。＝I・I＝

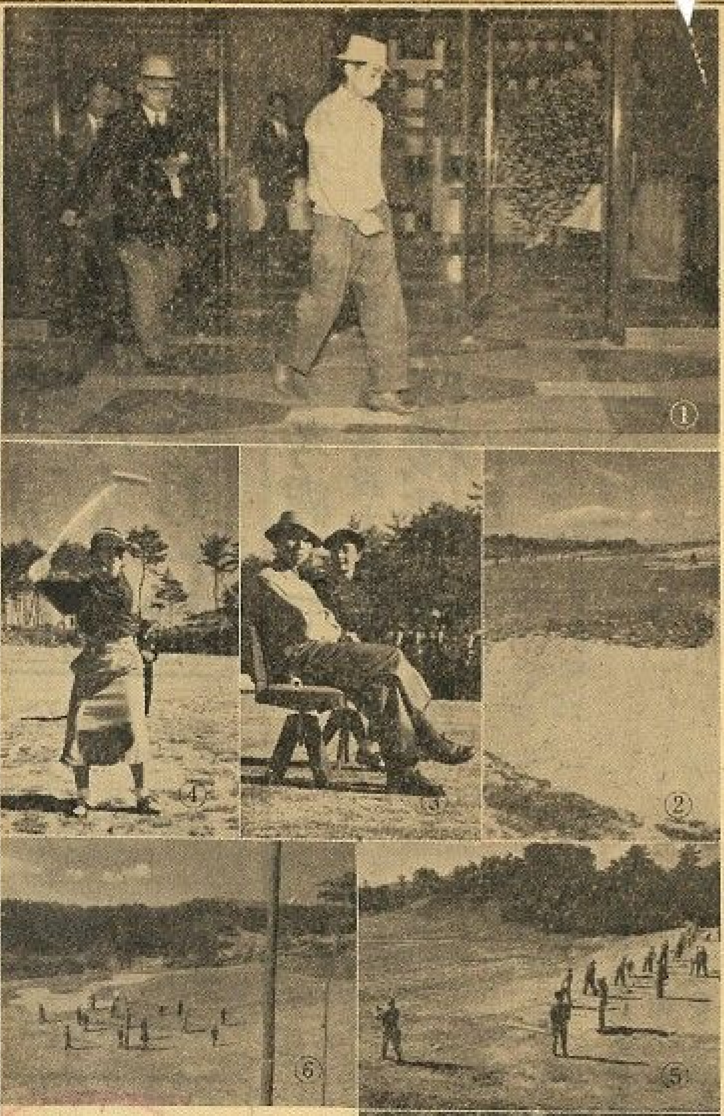

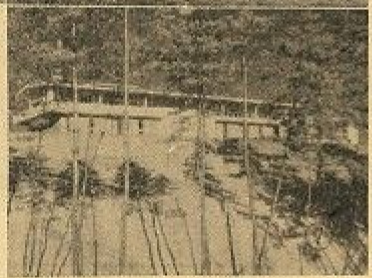

写真説明

①クラブハウスから式場へ向われる高松宮殿下②開場当日のゴルフ場③式場の高松宮同妃両殿下④高松宮妃殿下のあざやかなプレー⑤当日の競技風景⑥西に生駒、東に春日、三笠山を眺むゴルフ場風景⑦ゴルフ場中央のクラブハウス

国民健康保険は

どのように取扱われるか

被保険者の皆さんに

永らく市民の方々に話題となっていました奈良市の国民健康保険については、去る十一月二十一日市会において奈良市国民健康保険条例が可決され、十二月一日より施行されました。茲に被保険者の皆さんにこの保険の取扱について御納得を頂き御活用願うために以下必要な事柄について御説明申し上げます。なお更に御不審の点がありました節は保険課にお問合せ下さい。

× × × ×

◎この保険事業は―

奈良市が保険者として国や県の補助と指導を受けてこの国民健康保険事業を行います。この事業は市の一般会計から切り離して特別会計として行われます。

◎この保険に加入するのは

奈良市に居住する者は全部加入せねばなりません、但し既に他の健康保険、共済組合等の保険に加入している者は除かれます

◎保険料はどの位―

保険料は被保険者の数によって異りますが大体一世帯当り年平均二千五百円程度の保険料を納めていただくことになります。

保険料の算出は世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額であります。その割合は均等割三五%、世帯割一五%、所得割三五%、資産割一五%でありますが、市民税、固定資産税に対する料率は三六%及び九%となります。保険料計算の具体例は次のとおりであります。

保険料計算例

（例1）市民税所得割及固定資産のかかつていない場合

内訳 ＼ 世帯別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯別平等割	390円	390円	390円	390円	390円
被保険者均等割	240円	480円	720円	960円	1,200円
1年間	630円	870円	1,110円	1,350円	1,590円
本年分 12月-3月	210円	290円	370円	450円	530円

（例2）一世帯「4人家族」の場合

	氏名	市民税所得割額	固定資産税額
1	主	2,500円	2,000円
2	妻	0	1,000円
3	子	0	0
4	子	0	0
	計	2,500円	3,000円

所得割

$2,500円 \times \frac{36}{100} = 900円$

資産割

$3,000円 \times \frac{9}{100} = 270円$

均等割

240円×4 ＝ 960円

平等割 390円

計年額 2,520円

12月～3月迄

$2,520円 \times \frac{1}{3} = 840円$

納期は4回 5 7 10 1月（但し三十二年度は2回 12 2月）

◎医療費がどの位軽くなるか―

この保険によりますと、加入していない人と比べて医療費が約三割も安くなり、その上その半額の負担ですみます。

◎この保険でどんな給付（特典）があるか―

△医療費は＝

病気や「けが」をした時は受診証を持って行けば診察や治療費の半額を負担すればよろしい、又医師の処方箋をもって行けば薬局では半額で薬を出してくれます。

旅行やその他の事情で区域外の医者にかゝった時は一時医療費を全部支払っておいて、その明細領収書を添えて請求すれば約半額が払戻されます。

△助産費は＝

子供が産まれた時は五〇〇円の見舞金が出ます

△葬祭費は＝

死亡の時は五〇〇円の葬祭料が出来ます

◎この保険で療養を担当している医師は―

奈良市と契約して療養担当者となっているのは次の医師会に属している会員の医師であります。

奈良市医師会、奈良市歯科医師会、奈良市薬剤師会、奈良県病院協会、奈良県添上郡医師会、奈良県生駒地区医師会、山辺郡医師会（天理市を含む）大和郡山市医師会、奈良県歯科医師会生駒及山辺（天理市を含む）支部

次にこの保険の取扱が確実に行われます為に被保険者の方々は次の届出を確実に実行して下さるようお願い致します

一、転入、転出されたとき。

一、就職されたとき、（就職先の証明書添付願います）

一、退職されたとき。

一、他の社会保険に加入されたとき。（受診証提出願います）

一、奈良市と協定した医者にかかっておられて他の医者にかかられる場合は医者の添書を添えて届出願います。

一、子供が生れたとき。（但し四ヶ月以上の流産、死産を含む）

一、死亡されたとき

一、保険料に対する異議の申立ては納付告知書を受けとられてから三十日以内になっています。

一、奈良市国民健康保険受診証の記載事項中に誤りのあるとき。

なお

一、医者にかゝられるときは必ず受診書を提示して下さい。

一、受診証を失なわれたときは、再交付を受けて下さい。再交付手数料は一件に付五〇円であります。

国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会委員の依嘱は去る十二月市会定例会で承認次の十五氏と決定した（被保険者代表）下出久治郎、中尾時一、赤堀綾子（任期二年）那谷嘉一、森本一男（同一年）「療養担当者代表」青木康次、菊岡秀夫（同二年）三宅正隆、米本三次、広岡義雄（同一年）「公益代表」林梅蔵（市助役二年）向井義一（市医師会長一年）兼石武雄（市議二年）大橋捨次郎（市市議）紫田吉平（市議同一年）

お役所仕事について不審の方は

●行政監察局で扱う苦情相談とは

行政監察局は行政管理庁の出先機関で、国の行政に関連のある業務、つまり役所の仕事が適正に能率的に民主的に行われているかどうかについて監察を行っているのですが、この監察に関連して広く皆様方の苦情相談に応じています。

行政監察局では、国の行政がより明るく民主的なものになるために皆様が日頃役所の仕事について不審、不満に思っていられることや困っていられる問題について喜んで御相談に応じています。

御相談をうけた事がらについては内容をよく調査の上事情によりそれぞれ関係の役所に連絡して問題の解決促進を図りその結果を通知することにしています。

役所の仕事には許可とか認可とかいろいろありますが、御納得のいかないお困りのことがありましたら何でも御遠慮なくお申出下さい。

●行政苦情申出の方法は

行政監察局の苦情相談室に直接お出で下さるなり、また書面や電話によってお申出になっても結構です。

特に関係の機関にお名前の知られたくない方には、そのようにお取計らいし御迷惑はお掛けしません。

不満やお困りのことがあれば次の行政監察局にお申出下さい。

行政管理庁

奈良地方行政監察局

奈良市油坂町宮の前（三条通）

電話 奈良四五三八・四五三九番